

## 第8回有識者懇談会 議事要旨

日 時：平成20年12月1日（月）18時00分～20時00分

場 所：（社）日本監査役協会 本部A会議室

議 事：1. これまでの議論の整理と報告書素案の検討

### 議事内容

#### 1. これまでの議論の整理について

事務局より、標題について説明があった。

**事務局（伊藤専務理事）** 「資料1」です。27日の運営小委員会では、「内部統制の問題」と「会計監査人の選任及び報酬決定に関連するねじれ問題」の二点について、議論を行いました。その際、有識者懇談会における意見を踏まえて、検討しました。

「資料1」の「内部統制の問題」について、「(1)主な結果」の「①」は、事業報告作成時または株主総会日までに、重要な欠陥の存在が明らかとなっている場合には、金商法の開示を待つまでもなく、その内容について株主に開示・説明を行うことについて、皆様から発言があり、特に異論はありませんでした。むしろ、当然これは事業報告に記載する、あるいは、その後発生したものについては、総会で経営者から説明があるだろうという話がありました。

「②」は、その際の開示・説明の方法については、現状のもとでも運用上さまざまな方法が考えられるという意見や、会社法上、内部統制システムの運用状況についても開示事項にするべきだという強い意見もありました。有価証券報告書及び監査証明の開示が、事実上株主総会日以降となっている現状を見直すという問題についても、会計士協会や金融庁三井課長の発言等を踏まえて、そういう可能性もあるということでした。

「③」は、内部統制報告書と監査証明を株主総会の報告事項とすることについては、有価証券報告書の作成や監査人の監査実務等から、そこまでの日程の繰り上げは実務上難しい。また、会社法上の位置付けをどうするかという指摘がありました。関前会長の問題提起でしたが、大勢の意見には至りませんでした。

「④」は、事業報告あるいは監査役監査報告における重要な欠陥の記載方法については、関係団体等がひな型を示すべきである。これは皆様の一致した意見でした。

「(2)その他の主な意見」として、「①」は、開示に関して金商法が要請していることは、内部統制監査証明も財務諸表やその監査証明と一緒に提出することであり、内部統制報告書及び監査証明の内容等について、株主総会においてどう扱うかについては、さまざまな方法が考えられるのではないかと。現時点において、総会報告事項とすることについては法制化の検討はしておらず、仮にそうした要請があるならば、会社法と調整を図る必要が出てくるということでした。

「②」は、米国の経験では、重要な欠陥については、経営者は決算日時点でほぼ把握しているケースが多いのではないかと。米国で重要な欠陥として最も多いのは、会計方針の適用の誤り、職務分掌が不明確なことであり、少なくとも決算日時点で判明している重要な欠陥については、それを早期に開示する必要があるのではないかという意見でした。

2頁の「ねじれ問題」について、「(1)主な結果」の「①」は、現状の監査役の能力に懸念があるとはいえ、現に経営者と監査人との間に利益相反があることは事実であり、わが国の会計監査に対する国際的な信認を得るためにも、現状を変える必要があるという意見が大勢を占めました。

「②」は、ねじれ構造を解消することは、「会計監査の国際化」という将来的な課題に対応するためにも、また資本主義を守り通すためにも避けて通れない問題であり、過去の経緯や現状を基準にして考えるべきではなく、今後取り組むべき課題として前向きに検討すべきという意見が大勢を占めました。

「③」は、株主によるコントロールの強化という観点から、選任だけでなく、報酬額についても株主総会において決議するという考え方もあることから、ねじれ構造の解決案の一つに加えることになりました。

「④」は、経営者の関与なしに監査役が監査報酬の相当性を適切に判断することはできないことから、監査役に報酬決定権を持たせる場合には、取締役会の同意を要件とすべきという意見がありました。選任は監査役会に委ねるけれども、報酬については取締役会の同意が要件と考えるべきではないかという意見です。

「⑤」は、監査役の構成について、社外監査役を過半数とすることについては、反対の意見がありました。

「(2)その他の主な意見」として、「①」は、仮に監査役が監査人の報酬決定権を持った場合でも、報酬決定プロセスに経営者が全く関与しないとは考えておらず、従来と同様に、監査人は経営者（経理部）と監査役の双方と話をしながら報酬額が決められることになる。最終的な決定者が監査役になるということであり、決定に至るプロセス自体は、従来と大きな変更はないのではないかと。

「②」は、同意権は実質的に決定権と同様の効果を持つとの指摘があること、さらに、契約自由の原則があるのではないかと議論もあつたところであり、あえて現行の法制を変える必要はないのではないかと。

「③」は、同意権も決定権も差はないということであれば、どちらにしてもよいという考え方もでき、国際的な評価という観点に立つならば、最終的にだれが報酬を決めるかたちがよいのかというファイナリティーの問題として、監査役が該当することになるのではないかと。

「④」は、現在監査人の報酬は、時間と単価による積み上げ方式で積算されており、報酬決定の透明性が高まっているという点で、昭和 56 年改正当時とは状況が大きく異なる。結果として、バーゲニングパワーが低下する一方、監査人の力が高まっており、不当な報

酬請求にも対処できるような仕組みが必要になっている、その役割を担うのが監査役ではないか。

「⑤」は、監査報酬は「経営コスト」ではなく、「株主等のための開示のコスト」である。その意味で、監査報酬は、本来は株主総会で決定されるべきものと言える。

「⑥」は、監査費用は資本市場のインフラとしてのコストであり、必要なものには必要なだけ費用をかけるべきものである。従って、安い、高いという議論はなじまない。このように、いろいろな意見が出ました。

「資料2 内部統制報告書等の株主総会提出に関する主な論点(案)」は、これらの意見を踏まえて、本日の議論の内容としてアレンジしたものです。「1. 会社法の内部統制と金商法内部統制の時期のずれに伴い、無用な混乱が生じないよう以下の実務運用ができるよう整備することはどうか」ということです。

「(1)内部統制報告書の作成を、可能な限り事業報告の作成時期に合わせる。また、監査人も経営者による内部統制報告書作成を早める措置に合わせて内部統制監査報告書の作成時期を前倒しし、監査役会監査報告作成時まで提出することはどうか。また、そのために必要な内閣府令の改正を検討することはどうか」。

「(2)会社法内部統制と金商法内部統制は、それぞれの対象と概念等が異なるが、運用上、可能な限り両者に齟齬を来さないよう関係者は努力する」というのが、皆様のお考えでした。

「①金商法上の内部統制報告書は、経営者が内部統制を整備するとともに、その運用状況をも評価した報告書である。一方、会社法上の事業報告では、いわゆる内部統制の基本方針を取締役会で決議し、その内容の概要を記載することで足りるとされている。しかし、実務的には、内部統制の運用状況の評価に関して、財務報告に係る内部統制に限定する大きな意義は見いだせないことから、内部統制の全体の運用状況とその結果を事業報告の記載事項とするよう改めることでよいか」ということです。

「②事業報告作成時まで判明した「重要な欠陥」は、事業報告に記載される。また、監査報告作成時まで判明した「重要な欠陥」については、必要に応じて監査報告に記載される。その後発覚した「重要な欠陥」は、株主総会において説明されるという理解でよいか」ということです。

「2. 上記の理解で運用するとしても、現実には有価証券報告書作成を早めるための準備期間は必要である。また、「重要な欠陥」についての理解が、経営者・監査人の間でそのレベルを合わせるには相当の期間を有することは、アメリカでの経験に照らしても明らかである。従って、相応の経過措置が必要ではないか」。

「3. 「重要な欠陥」が判明した場合に、開示対象と時期により、インサイダー取引規制に言う「重要な事実」に該当することもあり得るので、本件の取り扱いについては、金融庁において検討を願うことでよいか」。

なお、11月27日(木)の運営小委員会においては、事業報告あるいは監査役監査報告

における「重要な欠陥」の記載方法については、関係団体等がひな型を表示すべきとの意見が大勢を占めたということで、運用を図っていくことになると思います。

もう一点、ねじれに関連した事項は、「資料4」をご覧ください。11月27日（木）の運営小委員会の議論を整理する過程で、問題提起された中身はここに掲げられたものですが、「状況認識」については、少し表現等を替えています。表題も、「会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について(案)」としました。

「(1)会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定手続きについては、国会附帯決議を踏まえて検討する必要があるのではないか」。

「(2)いわゆる「インセンティブのねじれ」は、経営者と会計監査人との利益相反が認められることから、これを何らかのかたちで解決していく必要があるのではないか」。

「(3)会計監査人の選任議案の決定手続きについて、委員会設置会社と監査役設置会社の差異をなくす方向で検討する必要はないか」。

「注」は、11月27日（木）の運営小委員会においては、ねじれ構造を解消することは、「会計監査の国際化」という将来的な課題に対応するためにも、また資本主義を守り通すためにも避けて通れない問題であり、過去の経験や現状を基準にして考えるべきではなく、今後取り組むべき課題として前向きに検討すべきとの意見が大勢を占めました。

「解決策①ねじれ構造」は、解決案として、第1案から第3案を提示しましたが、第4案も意見としてありましたので、今日は第4案も含めて検討をお願いします。

第1案、会計監査人の「選任議案の決定権」及び「監査報酬の決定権」とも、監査役（会）に持たせる。

第2案、第1案について、監査報酬の決定権については、経営者（取締役会）の同意を要件とする。選任議案の決定権については、現行の監査委員会と同様、監査役会の単独権限とする。

第3案、会計監査人の選任議案の決定権については、監査役（会）に持たせるが、監査報酬の決定権については現状維持とする。同意権ということです。

第4案、会計監査人の監査報酬についても、会計監査人の選任の手続きと同様、株主総会の決議をもって定める。以上の4案を提示しています。

「解決策②監査役の特任性、監査体制」は、このような制度の改正に絡んだ問題に関連して、監査役の特任性なり、監査体制が強化されなければいけないのではないかという問題が提起されました。

「(1)監査役のうち、「財務及び会計に関する相当程度の知見」を有する者の1名以上の選任を義務付ける必要はないか」、現状は開示規制です。

「(2)監査役会に会計監査人の監査報酬の決定権を持たせる場合には、監査役会の独立性及び決議機関としての機能を強化するため、監査役のうち「過半数」を社外監査役とする必要はないか」。

「(3)監査役会の議長は社外監査役が望ましいといえ、「議長」については、その旨を

開示事項とする必要はないか」。

「解決策③その他検討事項」としては、「(1)財務・会計の知見を有する者の選任、社外監査役の過半数の選任など、人的手当てについては、相応の経過措置が必要ではないか」。

「(2)監査役が連結ベースでの監査情報を的確に収集できるようにするため、会計監査人に対する報告請求権の対象に、『子会社の会計監査人』を加える必要はないか」、前回の運営小委員会で提示したものと少し違いますが、このような案を作りましたので、これらの点について検討をお願いします。

## 2. 内部統制報告書等の株主総会提出に関する主な論点

標題について意見交換が行われた。主な要旨は以下のとおり。

- ・ 「監査人も経営者による内部統制報告書作成を早める措置に合わせて内部統制監査報告書の作成時期を前倒しし、監査役会監査報告作成時までに提出することはどうか」との提案があるが、これは難しいのではないか。有価証券報告書ができていなければ内部統制監査報告書も作成はできない。これまでの議論では、会社法監査終了時までに内部統制監査報告書を作成するのは実務的に難しいが、有価証券報告書も完成し、すべて監査が終わっているなら早期提出できるようにしたほうがよいということではないか。
- ・ 資料2にあるように、「事業報告作成時までに判明した「重要な欠陥」は、事業報告に記載される。また、監査報告作成時までに判明した「重要な欠陥」については、必要に応じて、監査報告に記載される。その後発覚した「重要な欠陥」は、株主総会において、説明される」という対応に従えば「時期のずれ」の問題は大方解消できるように思われるが、そのうえでなお、「内部統制報告書の作成時期を事業報告の作成時期に合わせる」という提案があるのは、「どうしても紙として内部統制報告書を株主総会に出したい」という要望が強いということか。
- ・ 「内部統制報告書の作成時期を事業報告の作成時期に合わせる」ということであれば、有価証券報告書も同じ時期にできている必要があるのではないか。現実にはすべての会社が、事業報告の作成時期までに有価証券報告書も内部統制報告書もできているという状況になるのはかなり時間がかかるのではないか。相当長い時間をかけて議論しなければ実現はとても無理ではないか。
- ・ できるだけ内部統制報告書及び内部統制監査報告書の作成時期を事業報告の作成時期に合わせるような方向で、監査役監査報告との時期のずれを解消するという方向性を示してはどうか。ただし、実務的にも負荷のかかる問題もあるため、相応の経過措置を設けていくことは必要になる。
- ・ 「内部統制の全体の運用状況とその結果を事業報告の記載事項とするよう改める」との提案があるが、現行法よりもさらに詳細に、概要だけでなくすべて記載するという

趣旨か。あるいは、運用状況とその結果の概要、ということになるのか。また、対象となるのはすべての種類の会社ということになるのか。すべての会社が対象になるとすれば、実際に対応できるのかどうかよく確認する必要があるのではないか。

- 内部統制報告書の記載事項をすべて書くという趣旨ではないが、金商法上、経営者が構築・運用した内部統制の内容について評価した報告書を出す以上、会社法上も構築のみならず運用についても記載する方向で考えてはどうか。
- 実務的にも「財務報告に係る」ということに限定して内部統制システムを評価することは通常はなく、全体との関わりの中でその整備状況を評価するため、事業報告等に何らかの記載をすとしても、それほど大きな負担はないのではないか。
- 何も問題や欠陥が見出せないときに、その旨を細かく記載する必要はないのではないか。
- 「重要な欠陥」を開示することの趣旨は、投資家の目を見た情報開示というより、経営サイドにおける説明責任の一環として、自らの企業の内部統制の有効性について自己評価した結果、期末までに是正がなされていなくて重大な虚偽表示のリスクに結び付くようなものは、責任あるかたちで開示しなさいという趣旨なのではないか。
- 「開示することが最初にありき」という議論になっているが、開示することが本旨ではなくて、そのような欠陥をなくすことが重要なのではないか。重要な欠陥に対する是正措置が仮に期末までに間に合わなくても、例えば監査報告書が出るまで、あるいは株主総会のときまで、あるいは次年度でもいいから、是正に向けてどのような対処をしているのか、対処が取れるのか取れないのか、そういったことの開示が重要なのではないか。
- 重要な欠陥の開示については、単に自分の会社の問題点だけでなく、これからの経営者の考え方を示すチャンスともいえるのではないか。何もかもすべて開示するというわけではないが、必要事項は開示していかななくてはいけないのではないか。
- 現行の会社法では、内部統制の基本方針の概要を事業報告に記載することとされているが、その基本方針に基づいて運用した結果についても事業報告に記載し、株主総会で報告することによって、より内部統制が経営者に緊張感をもたらす不祥事防止につながる、ということが本来の趣旨なのではないか。
- 事業報告に内部統制の運用についても記載するとした場合、監査役監査報告の内容も変わるようになるのか。
- 現行のひな型においても、取締役会決議の相当性のみならず、運用に関する取締役の職務執行についても意見を述べるものとしているが、内容的に変わる点もあるかもしれない。今後改めて整理しなおす必要もあるのではないか。

### 3. 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について

標題について意見交換が行われた。主な要旨は以下のとおり。

- 現行の同意権がうまく活かされているかどうかについて十分な検証がなされていない中で、決定権にすればよりよくなるという議論は短絡的ではないか。監査報酬については、個々の監査計画に基づいて交渉、契約するため、より業務執行に近い問題なのではないか。
- 監査役は、日常的に直接会計監査人と対峙しているわけではなく、会計監査人の監査の実態を把握して報酬の妥当性を見極めることは難しいのではないか。現行の同意権でも、同意の過程で監査計画や報酬に問題があれば、会計監査人にその旨を伝え、執行側に見直しを迫ればよいのであり、会計監査人の独立性は担保されているのではないか。
- 重要なのは、国際的に見て「監査人の独立性がいかにかに守られているか」という観点から、疑義が挟まれないようなシステムを作ることではないか。決定権を監査役に付与するとしても、監査役のみが独自にすべてを決めるわけではなく、現実には執行側と十分に話をしながら決めていくことになるのであり、その最終的な判断を透明性があり外観的にも独立している監査役が行うというだけのことではないか。
- 会計監査人の報酬を株主総会で決定するとの案も示されているが、株主が直接監査計画の内容を検討し、報酬の妥当性を判断するのは現実には無理ではないか。
- 経営者のほうが監査役よりも、会計監査人の監査計画の妥当性を判断する能力が優れているとはいえないのではないか。「現行制度のほうが優れている」という考えの場合、「経理部や取締役のほうが、より監査計画の妥当性を判断しやすい」という根拠がよく分からない。
- 監査役は、会計監査人から報告受領など、会計監査人との接点を持つのは年に数回しかないことも考えられる。会計監査人が日常的にどのような書類を見て、どのようなヒアリングをしているというところの把握までは、2、3名の社内監査役では対応ができないことから、そういうものをよくわかっているのは、経理部側、執行部側だということになるのではないか。
- 監査役と会計監査人の対話が、年に数回しかないという話の方が問題ではないか。また、監査役のところに来ない会計監査人がいることも事実であり、会計監査人も監査役も改めるべき点である。この問題については、「会計の不祥事をどうすれば防止できるのか」という基本的な視点に立って考えなければいけないのではないか。会計の不祥事をなくしていくうえでは、監査する側が連携して当たるのが筋であり、会計監査人の選任議案の決定権は監査役が持つのが至極妥当ではないか。一方で、監査報酬の決定権については、決定権を誰が持つかということよりも、不祥事を防止するためにどのような計画が適切かという話し合いを重ねることが重要ではないか。誰が何を決定するかは手段の話であり、手段が目的であるかのような議論になっているのではな

いか。

- 報酬の出し手が監査人と契約をしているという姿は避けるべきであり、「実質的にちゃんとやっている以上、文句を言われる筋合いはない」というのは通用しない。疑わしきは避けるという外見的な透明性が求められている中で、これを覆すだけの論拠はないのではないか。
- 例えば、会計監査人がどういう監査意見を出すかで悩んでいるときに、翌年度の監査報酬をどうするかという話を持ちこまれても、適切な判断ができないということは十分考えられ、こうした状態からは一日も早く脱却するべきではないか。会計監査人の立場からすると、決定権と同意権は決定的に異なる。決定権であれば、最後のところで話をする場面が設定できるが、同意権というのは、一步引いた立場での話ではないか。
- 外部監査人として、今の公認会計士や監査法人が行っている監査の独立性、経営者からの独立性という観点から、十分国際的に闘っていける外観を持っているかどうかという点は考慮すべきではないか。今の日本のケースは、コントロールしているのは経営者であり、日本的にはうまくいっているかもしれないが、外国のスタンダードから見ると、「経営者がコントロール、監督しているプロセスである」と言われてもなかなか反論しにくい状況ではないか。
- 「「監査報酬の決定権」については経営者（取締役会）の同意を要件とする（選任議案の決定権については、現行の監査委員会と同様、監査役会の単独権限とする）。」という案や、「会計監査人の「選任議案の決定権」については監査役(会)に持たせるが、「監査報酬の決定権」については現状維持とする。」という案については、どのような考えに立つものなのか。
- 現在の監査役の能力・資格がこれに耐えられるかということがある。また、規模の大きな会社は別としても、大半の会社では監査役が直接動かすことのできる実務スタッフが少ないことが考えられ、こうしたスタッフの充実など体制の整備の面で、時期尚早の面もあるのではないかと意見もあつたことに基づいている。
- 形としては、委員会設置会社のように取締役会のメンバーとして経営情報を入力し、社内部門に対する指揮命令権も有したうえで、十分な情報に基づいて会計監査人の果たす役割を評価し、報酬を決定するのが自然であるように思う。現行の監査役制度ではそうした機能を果たすようにはなっていないのではないか。監査役と会計監査人が、十分密接な接触を保っていくということが現行制度上は必ずしも予定されてはいない中で、監査役に決定権を付与することにためらいを持つ企業が出てくるのもやむを得ないのではないか。
- 監査委員と同じように会社内部の経理部門と非常に密接な接触とコミュニケーションをとりながら、監査機関として CFO とは別の立場で監査する。会社内部の経理部門や内部統制部門は、CFO からの指揮命令を受けながら、一方で、監査役の行う監査

のプロセスに協力していく義務を負うといった仕組みを作っていくことが必要ではないか。制度上というより、実際上のそういった関係をどこまで作ることができるかが問題ではないか。

以上